粘土	CLAY	一　可能な限り、貨物を乾燥した状態に保つこと。 二　雨中において荷役作業をしないこと。 三　荷役作業中は、当該作業を行っていない船倉のハッチを閉鎖すること。 四　規則第十五条の四の規定に従って荷繰りすること。 五　陸揚げ後、貨物の残渣を洗い流す前に、積載場所のビルジウェルを十分に清掃すること。
粗く切り刻まれたタイヤ	COARSE CHOPPED TYRES	一　積載場所は清浄かつ乾燥した状態であること。 二　可能な限り、貨物を乾燥した状態に保つこと。 三　雨中において船積みをしないこと。 四　船積み中は、船積みを行っていない船倉のハッチを閉鎖すること。 五　規則第十五条の四の規定に従って荷繰りすること。 六　積載中は、積載場所及び当該場所に近接する区画における火気使用工事及び喫煙を禁止すること。 七　積載前に、船長は荷送人から、貨物が以下の事項を満たすことを示す書面の提出を受けること。 イ　油分を含む物品又は残渣を含んでいないこと。 ロ　15日間以上覆いのある場所で外気に通じた状態で保管したものであること。 八　積載期間が５日を超える場合には、積載場所に固定式ガス消火設備を備えること。
コークス（石炭から製造）	COKE	一　規則第十五条の四の規定に従って荷繰りすること。 二　ビルジウェルは清浄かつ乾燥した状態とし、貨物が入ることを防止するため覆われていること。 三　陸揚げ後、積載場所のビルジウェル及び排水口を点検し、閉塞物を取り除くこと。
灰ホウ鉱	COLEMANITE	一　規則第十五条の四の規定に従って荷繰りすること。
カッパーグラニュール	COPPER GRANULES	一　規則第十五条の四の規定に従って荷繰りすること。
カッパーマット	COPPER MATTE	一　規則第十五条の四の規定に従って荷繰りすること。
氷晶石	CRYOLITE	一　規則第十五条の四の規定に従って荷繰りすること。 二　貨物の粉じんが機関区域、居住区域に入ることを防止するための措置をとること。 三　ビルジウェルは、貨物が入ることを防止するため覆われていること。 四　貨物の粉じんにさらされるおそれのある者は、保護眼鏡その他の身体を保護する保護装具を着用すること。
リン酸二アンモニウム	DIAMMONIUM PHOSPHATE (D.A.P.)	一　積載場所は清浄かつ乾燥した状態であること。 二　可能な限り、貨物を乾燥した状態に保つこと。 三　雨中において荷役作業をしないこと。 四　荷役作業中は、当該作業を行っていない船倉のハッチを閉鎖すること。 五　規則第十五条の四の規定に従って荷繰りすること。 六　貨物の粉じんが機関区域、居住区域に入ることを防止するための措置をとること。 七　ビルジウェルは、貨物が入ることを防止するため覆われていること。 八　貨物の粉じんにさらされるおそれのある者は、保護眼鏡その他の身体を保護する保護装具を着用すること。 九　航海中は積載場所を通風しないこと。 十　航海中、積載場所における結露及び貨物の表面からの水分の発生がないこと並びにハッチから当該場所に水が入らないことを定期的に確認すること。 十一　陸揚げ時はオーバーハングの形成を防止すること。
ドロマイト	DOLOMITE	一　規則第十五条の四の規定に従って荷繰りすること。
長石（塊）	FELSPAR LUMP	一　規則第十五条の四の規定に従って荷繰りすること。
フェロクロム	FERROCHROME	一　規則第十五条の四の規定に従って荷繰りすること。
フェロクロム（発熱性のもの）	FERROCHROME, exothermic	一　規則第十五条の四の規定に従って荷繰りすること。 二　積載中は、積載場所及び当該場所に近接する区画における火気使用工事及び喫煙を禁止すること。
フェロマンガン	FERROMANGANESE	一　規則第十五条の四の規定に従って荷繰りすること。
フェロニッケル	FERRONICKEL	一　規則第十五条の四の規定に従って荷繰りすること。
肥料（硝酸塩を含まないもの）（非危険物）	FERTILIZERS WITHOUT NITRATES (non-hazardous)	一　可能な限り、貨物を乾燥した状態に保つこと。 二　雨中において荷役作業をしないこと。 三　荷役作業中は、当該作業を行っていない船倉のハッチを閉鎖すること。 四　規則第十五条の四の規定に従って荷繰りすること。 五　航海中は積載場所を通風しないこと。 六　陸揚げ時はオーバーハングの形成を防止すること。